

【機密性2】

令和6年度

事務分配等規程

神戸地方裁判所

令和6年1月1日施行
令和6年1月16日施行
令和6年1月22日施行
令和6年1月27日施行
令和6年1月31日施行
令和6年2月1日施行
令和6年3月1日施行
令和6年3月25日施行
令和6年4月1日施行

【機密性2】

第1編 総 則	1
第2編 本 庁	2
第1章 民 事 部	2
第1節 裁判事務の分配	2
第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序	9
第2章 刑 事 部	10
第1節 裁判事務の分配	10
第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序	15
第3編 支 部	16
第1章 尼 崎 支 部	16
第1節 裁判事務の分配	16
第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序	18
第2章 姫 路 支 部	18
第1節 裁判事務の分配	18
第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序	19
第3章 尼崎及び姫路を除く支部	20
第4編 管 内 簡 易 裁 判 所	21
第1章 神戸簡易裁判所	21
第1節 裁判事務の分配	21
第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序	23
第2章 尼崎簡易裁判所	24
第3章 姫路簡易裁判所	26
第4章 神戸、尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所	27
第5編 司法行政事務の代理順序	28
第1章 本 庁	28
第2章 支 部	28
第3章 管内簡易裁判所	29

【機密性2】

第4章 補 則	30
第6編 補 則	30
別 表	
別表第1 本庁の裁判官の配置及び開廷日割	32
別表第2 尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置	35
別表第3 尼崎及び姫路を除く支部の裁判官の配置及び代理順序	37
別表第4 神戸簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	41
別表第5 尼崎簡易裁判所及び姫路簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	42
別表第6 神戸、尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所の裁判事務の分配、開廷日割、裁判官の配置及び代理順序	45

令和5年度神戸地方裁判所事務分配等規程

第1編 総則

(目的)

第1条 この規程は、神戸地方裁判所、支部及び管内簡易裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置、開廷日割並びに裁判事務及び司法行政事務の代理順序を定めることを目的とする。

(部、支部の事務分配)

第2条 部又は各支部の裁判官に対する事務の分配は、この規程に定めるものほか、当該部又は当該支部において定める。ただし、労働審判事件及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）が定める事件は、支部においては取り扱わない。

(規定の準用)

第3条 この規程のうち、本庁に関する規定は、その性質に反しない限り、支部及び管内簡易裁判所に準用する。

(事件の回付)

第4条 本庁若しくは支部において処理するのが相当でない事件又は他の支部若しくは本庁で処理するのが相当である事件については、常任委員会に申し出てその承認を得た上、その事件を他の支部又は本庁に回付することができる。ただし、関連事件について関係各裁判官が協議して回付する場合、管轄区域（本条において、本庁の管轄区域は、支部の管轄区域を除いた区域をいうものとする。）の定めに反して提起され又は申し立てられた事件を本来審理すべき本庁又は支部に回付する場合、合議体を構成することができない支部（豊岡支部において速やかに合議体を構成することができない場合を含む。）に申し立てられた準抗告事件を他の支部又は本庁に回付する場合並びに支部に申し立てられた心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察

【機密性 2】

法」という。) 第3条第1項に規定する事件(以下「処遇事件」という。)のうち同法第33条第1項並びに第59条第1項及び第2項による申立事件について同法第34条第1項前段又は第60条第1項前段による鑑定入院命令に関する処理を行った事件を本庁に回付する場合は、常任委員会の承認を得ることを要しない。

2 伊丹、明石、柏原、社、龍野及び洲本の支部に係属する一人制事件について合議体で審理裁判するのが相当であるときは、常任委員会に申し出てその承認を得た上、その事件を、伊丹、明石、柏原及び洲本の支部においては本庁に、社及び龍野の支部においては姫路支部に回付することができる。

第2編 本庁

第1章 民事部

第1節 裁判事務の分配

(訴訟事件等)

第5条 次の事件は、事件の種類ごとに第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第6民事部に順次配付する。この場合において、(1)、(2)及び(10)の事件を配付するときは、(1)の事件については第5項(1)から(6)までの事件について各号所定の換算割合により通常訴訟事件(本項(1)の事件)に換算された件数と併せて、第2民事部及び第6民事部に配付する件数については、他の部に配付する件数5件に対し、第2民事部は3件の、第6民事部は6件の各割合で配付し、(9)の事件を配付するときは、第2民事部に配付する件数については、他の部に配付する件数1件に対し、2件の割合で配付する。ただし、手形訴訟事件(小切手訴訟事件を含む。以下同じ。)の異議事件は、当該手形訴訟事件を担当した部に配付する。

(1) 第一審通常訴訟事件(陸上交通事故による損害賠償請求事件及び保険金(共済金を含む。)請求事件(以下「交通損害賠償等請求事件」という。)、労働災害による損害賠償請求事件、地方自治法第242条の3第2項の規定による

【機密性2】

訴訟事件、知的財産権事件（特許権、実用新案権、意匠権又は商標権に関する請求、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権に関する請求、著作権に関する請求、不正競争防止法に規定する不正競争に関する請求、商法12条2項又は会社法8条2項に規定する名称又は商号の不正使用に関する請求、種苗法に規定する育成者権に関する請求及びその他知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利（知的財産基本法2条2項参照）に関する請求に係る民事通常訴訟事件をいう。以下同じ。）、労働事件（労働契約関係の存否に関する請求、賃金請求権その他労働契約又は就業規則に基づく権利関係に関する請求、労働協約その他労使間の協定に基づく権利関係に関する請求、争議行為その他労働者の団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係に関する請求、労働組合員の地位の得喪又は組合員の権利義務に関する請求、労働組合その他労働者の団体の組織、運営又は財産に関する請求、労働者の災害補償に関する請求及びその他労働関係若しくは労働者の団結若しくは団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係に関する請求に係る民事通常訴訟事件（労働災害による損害賠償請求事件を除く。）をいう。以下同じ。）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第24条の規定による差止請求事件、医療事件（医師又は歯科医師及び医療補助者の患者に対する診断、検査、注射、治療、手術、麻酔、管理等の医療行為の過失に基づく被害を理由とする損害賠償請求事件（債務不存在確認請求事件を含む。）をいう。以下同じ。）並びに消費者裁判手続特例法第3条の規定による共通義務確認請求事件（以下「共通義務確認請求事件」という。）を除く。）（以下「通常訴訟事件」という。）

(2) 手形訴訟事件

(3) 人身保護事件

(4) 控訴事件（次項(2)から(6)までに定めるものを除く。ただし、交通損害賠償等請求控訴事件は、事件の種類が異なるものとして、別途順次配付する。）

【機密性 2】

- (5) 抗告事件及び保全抗告事件（本案が次項(3)及び(4)に定める事件であるものを除く。）
 - (6) 除斥、忌避事件
 - (7) 民事調停事件（第4項及び第6条(1)に定めるものを除く。）
 - (8) 共助事件（第6条(9)に定めるものを除く。）及び共助事件に準じて民事共助事件簿に登載する事件
 - (9) 訴えの提起前における証拠保全事件（次項(8)に定めるものを除く。）
 - (10) 仲裁関係事件（第6条(5)に定めるものを除く。）
 - (11) 訴えの提起前における証拠収集の処分等の事件（次項(8)に定めるものを除く。）
 - (12) 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律第5条による国際和解合意の執行決定申立事件
 - (13) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第27条の2による特定和解の執行決定申立事件
- 2 次の事件は、その事件の種類に従って次の各部に配付する。
- (1) 交通損害賠償等請求事件（第一審事件）は第1民事部
 - (2) 行政事件（労働関係行政事件を除く。）、行政処分の効力等を争点とする通常訴訟事件並びに地方自治法第242条の3第2項の規定による訴訟事件（控訴事件を含む。）及びその民事保全事件は第2民事部
 - (3) 知的財産権事件（控訴事件を含む。）、独占禁止法第24条の規定による差止請求事件及びそれらの民事保全事件（保全抗告事件を含む。）並びに知的財産権事件に関する発信者情報開示命令事件（付隨する民事雑事件を含む。）は第2民事部
 - (4) 労働審判事件、労働事件（労働審判手続から訴訟手続に移行した事件及び控訴事件を含む。）及びその民事保全事件（保全抗告事件を含む。）、労働関係行政事件並びに労働組合法、労働審判法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する

【機密性2】

法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の各違反を理由とする過料事件は第6民事部

(5) 労働災害による損害賠償請求事件（控訴事件を含む。）は第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第6民事部（第一審事件及び控訴事件の別に順次配付する。）

(6) 医療事件（控訴事件を含む。）は第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第6民事部（第一審事件及び控訴事件の別に順次配付する。）

(7) 共通義務確認請求事件は第4民事部及び第5民事部

(8) (1)の事件を本案とする訴えの提起前における証拠保全事件及び訴えの提起前における証拠収集の処分等の事件は第1民事部、(2)から(4)までの事件を本案とする訴えの提起前における証拠保全事件及び訴えの提起前における証拠収集の処分等の事件は、本案の配付を受けるべき部

3 第4条により本庁に回付された事件は、前2項の例により配付する。ただし、通常訴訟事件のうち、常任委員会の承認を得た事件については、別途第1民事部、第2民事部、第4民事部、第5民事部及び第6民事部に順次配付する。

4 民事調停法第20条第1項により自ら処理することとした民事調停事件は、当該訴訟事件を担当する部において処理する。

5 第2項の各部に同項に掲げた各事件を配付したときは、次の換算割合に従って当該部への事件の配付を減ずる。

(1) 交通損害賠償等請求事件については、6件に対し通常訴訟事件7件の割合（第4条第1項本文により常任委員会の承認を得た上、本庁に回付された事件については、1件に対し通常訴訟事件2件の割合）

(2) 労働審判事件については、2件に対し通常訴訟事件3件の割合

(3) 知的財産権事件（控訴事件を除く。）、行政事件（労働行政事件を含む。）、行政処分の効力等を争点とする通常訴訟事件、地方自治法第242条の3第2

【機密性2】

項の規定による訴訟事件及び独占禁止法第24条の規定による差止請求事件については、2件に対し通常訴訟事件5件の割合

- (4) 労働事件（控訴事件を除く。）については、1件に対し通常訴訟事件2件の割合（労働審判手続から訴訟手続に移行した事件も同じ。）（第4条第1項本文により常任委員会の承認を得た上、本庁に回付された事件については、1件に対し通常訴訟事件3件の割合）
- (5) 共通義務確認請求事件については、1件に対し通常訴訟事件5件の割合
- (6) 知的財産権事件、労働事件及び独占禁止法第24条の規定による差止請求事件の保全命令事件及び保全異議事件並びに知的財産権事件に関する発信者情報開示命令事件については、2件に対し通常訴訟事件3件の割合
- (7) 知的財産権控訴事件及び労働控訴事件については、2件に対し第1項(4)に定める控訴事件3件の割合
- (8) 第2項(1)から(4)までに定める事件を本案とする訴えの提起前における証拠保全事件については、1件に対し第1項(9)に定める訴えの提起前における証拠保全事件1件の割合
- (9) 第2項(1)から(4)までに定める事件を本案とする訴えの提起前における証拠収集処分等の事件については、1件に対し第1項(11)に定める訴えの提起前における証拠収集の処分等の事件1件の割合

6 配付された事件の当事者数による算定については、10人までのものを1件、10人を超え20人までのものを2件、20人を超えるものを3件とする。ただし、常任委員会は、当該部の申出により、事案に応じこれと異なる取扱いをすることができる。

7 第1項及び第3項本文の規定にかかわらず、当分の間、第1民事部に配付すべき通常訴訟事件（事件の当事者数が10人を超えるものを除く。）のうち24件を、1か月6件を限度として第4民事部及び第5民事部に順次配付する。

（執行事件等）

【機密性 2】

第 6 条 次の事件は、第 3 民事部に配付する。

- (1) 民事執行事件（執行抗告事件を含む。）
- (2) 破産事件及び再生事件
- (3) 会社更生事件
- (4) 民事保全事件（他の民事部担当事件を除く。）
- (5) 仲裁法第 15 条による保全処分事件、同法第 47 条による暫定保全措置命令の執行等認可決定事件並びに同法第 49 条による暫定保全措置命令に係る違反金支払命令申立事件及び同支払命令の取消申立事件
- (6) 非訟事件（他の民事部担当事件を除く。）
- (7) 船舶所有者等責任制限事件
- (8) 油濁損害賠償責任制限事件
- (9) (1)から(8)までの共助事件
- (10) 民事保全法第 41 条第 4 項により準用する民事訴訟法第 349 条による準再審事件
- (11) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に定める調停事件
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令事件（以下「配偶者の暴力に関する保護命令事件」という。）
- (13) 消費者裁判手続特例法に定める簡易確定事件
(付随事件等)

第 7 条 本案訴訟に付隨する執行停止事件、その他本案訴訟に関する申立て又は申請事件（書記官の処分に対する異議事件を含む。）は、本案訴訟の終結の前後にかかわらず、本案訴訟の配付を受けた部に配付する。

（雑事件）

第 8 条 第 5 条及び第 7 条に掲げた以外の申立て又は申請事件は、第 3 民事部に配付する。

（再審及び差戻し事件等）

【機密性 2】

第 9 条 再審事件及び差戻し事件は、原裁判をした部に配付する。原裁判をした部がないときは、第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じて順次配付する。

2 仮既済とした事件につき期日指定の申立てがあったときは、事件の配付を受けていた部で処理する。

(前審関与事件)

第 10 条 上訴事件又は差戻し事件の配付を受けるべき部に原裁判に關与した裁判官が属し、かつ、当該裁判官が關与するのでなければ事件の審理及び裁判をすることができないときは、次順位の部（第 5 条第 2 項に規定する事件（同項(6)を除く。）については、第 19 条に規定する代理部）と振り替えて配付する。また、証拠保全の差戻し事件について、配付を受けるべき部に原裁判に關与した未特例判事補以外の未特例判事補が存しないときも同様とする。

(除斥事件等)

第 11 条 除斥又は忌避事件の配付を受けるべき部に、申立てを受けた職員が属するとき又は除斥事由の存否が問題となっている職員が属するときは、前条の例による。

(その他の除斥原因)

第 12 条 事件の配付を受けるべき部に、前 2 条以外の除斥原因のある職員が属するときは、第 10 条の例による。

(関連事件)

第 13 条 関連事件が異なった部に係属しているときは、関係各部が協議して一つの部に事件を移すことができる。

(常任委員会の承認による配付替え)

第 14 条 配付された事件をその部で処理することが相当でなく、当該部の申出により常任委員会の承認を得たときは、当該事件を他の部に移すことができる。

(振替え等の調整)

第 15 条 第 10 条から前条までの規定により事件を他の部へ振り替え、又は移し

【機密性2】

たときは、関係部に配付すべき新件で調整する。ただし、常任委員会が新件での調整は不要として前条の承認をしたものについては、この限りではない。

(未済事件)

第16条 前年度の未済事件は、その部で引き続き処理する。

(新受事件)

第17条 新受事件の配付は、前年度に最終配付のあった部の次順位の部から始める。

第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置及び開廷日割)

第18条 裁判官の配置及び開廷日割は、別表第1のとおりとする。

(代理部)

第19条 各部の裁判官全員に差し支えのあるときは、第1民事部は第4民事部、第2民事部は第5民事部、第3民事部は第1民事部、第4民事部は第2民事部、第5民事部は第6民事部、第6民事部は第4民事部がそれぞれ代理し、代理部に差し支えのあるときは、次順位の部（代理部を代理する部）が代理する。

2 夏期休延期間中における代理関係は、民事部の裁判官の協議によって定める。

(裁判長の代理)

第20条 各部の裁判長に差し支えのあるときは、当該部に属する裁判官が別表第1記載の順序（未特例判事補を除く。）により、これを代理する。

(代理裁判官)

第21条 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、次のとおりこれを代理する。

(1) 合議事件

合議体を構成することができないときは、代理部の裁判官が代理する。

(2) 一人制事件

【機密性2】

差し支えのある裁判官の属する部の他の裁判官が代理し、更に差し支えのあるときは、(1)の例により代理する。

(緊急代理)

第22条 緊急の必要のため前3条の順序によることができないときは、所長の指名する部又は裁判官が代理する。

(支部填補裁判官)

第23条 民事事件について、支部に填補すべき裁判官は、民事部の裁判官が協議してこれを定める。緊急の必要のため、これによることができない場合は、所長の指名する裁判官が填補する。

第2章 刑事部

第1節 裁判事務の分配

(公判事件等)

第24条 次の事件は、事件の種類ごとに、第1刑事部から第4刑事部までに順次配付する（第3刑事部に対しては、当分の間、事件の配付を停止する。（1）のクの事件については、本案訴訟担当部以外の部に配付する。）。ただし、（2）の事件のうち、ケ、サ、シ及びセ以外の事件についての配付の割合は、第1刑事部に7分の3、第2刑事部に7分の2及び第4刑事部に7分の2とする。

（1）合議事件

ア 法定合議の公判事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）第2条第1項各号に掲げる事件（以下「裁判員裁判対象事件」という。）、差戻し事件及び起訴議決に係る事件を除く。）

イ 裁判員裁判対象事件（差戻し事件及び起訴議決に係る事件を含む。）

ウ 差戻し事件（裁定合議事件を含み、裁判員裁判対象事件を除く。）

エ 起訴議決に係る事件（裁判員裁判対象事件を除く。）

オ 再審事件

【機密性2】

- カ 裁判官会議が定めた特殊事件
- キ 起訴強制事件
- ク 忌避、回避事件
- ケ 裁判員法第3条第1項の請求又は職権に係る決定、同法第3条の2第1項の請求又は職権に係る決定、同法第35条第1項（同法第38条第2項、第47条第2項及び第92条第2項において準用する場合を含む。）の異議申立事件、同法第41条第1項の裁判員又は補充裁判員の解任請求事件（同条第2項の規定により送付を受けた事件に限る。）、同法第42条第1項の異議申立事件、同法第43条第2項の通知に係る裁判員又は補充裁判員の解任の事件及び第94条第1項の異議申立事件
- コ その他の法定合議事件（第5項の事件を除く。）

(2) 一人制事件

- ア 公判事件（各種税法違反事件（関税法違反事件を除く。）、差戻し事件、公職選挙法第253条の2の事件、即決裁判事件及び起訴議決に係る事件を除く。）
- イ 各種税法違反事件（関税法違反事件、差戻し事件及び起訴議決に係る事件を除く。）
- ウ 差戻し事件
- エ 公職選挙法第253条の2の事件（起訴議決に係る事件を除く。）
- オ 即決裁判事件（起訴議決に係る事件を除く。）
- カ 起訴議決に係る事件
- キ 再審事件
- ク 捜査機関の処分に対する準抗告事件
- ケ 刑の執行猶予言渡取消請求事件（必要的取消と裁量的取消に区分する。）
- コ 共助事件
- サ 証拠保全請求事件

【機密性2】

シ 証人尋問請求事件

ス 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（以下「麻薬特例法」という。）第21条による共助の要請についての審査請求事件及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）第62条の審査請求事件

セ 更生保護法第52条第5項の求意見

ソ 起訴議決に係る事件についての指定弁護士の指定及びその取消し

タ その他の事件

2 部に配付された公判事件の算定については、被告人の数だけの事件の配付があったものとする。

3 相関連する事件は、同一の部に配付する。

4 前2項の規定による配付については、その直後に關係部に配付すべき新件で調整する。

5 裁判に対する準抗告事件（組織的犯罪処罰法第52条第2項による不服申立て、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）第33条第1項、第2項による不服申立て、医療観察法第72条第1項による不服申立て及び同法第73条第1項による異議の申立てを含む。）の配付については、本庁刑事部所属の裁判官の協議による。

（医療観察法による処遇事件）

第25条 処遇事件のうち医療観察法第33条第1項並びに第59条第1項及び第2項による申立事件は、特に定めるもののほか、第1刑事部から第4刑事部までに順次配付する（第3刑事部に対しては、当分の間、事件の配付を停止する。）。ただし、配付の割合は、第1刑事部に7分の3、第2刑事部に7分の2及び第4刑事部に7分の2とする。

2 医療観察法第59条第1項又は第2項による申立事件については、同条掲記の

【機密性 2】

決定をした部がある場合には、その部に配付する。

- 3 医療観察法第 49 条第 1 項、第 2 項、第 50 条、第 54 条第 1 項、第 2 項若しくは第 55 条による申立事件又は競合する処分の調整の申立て（同法第 76 条第 1 項若しくは第 2 項）に係る事件については、その対象者（同法第 2 条第 3 項に規定する者をいう。以下同じ。）について、これらの処遇事件又は同法第 33 条第 1 項、第 59 条第 1 項若しくは第 2 項による申立てに対し決定をした部がある場合には、直近にそれらの決定をした部に配付する。それらの決定をした部がない場合には、第 1 項の規定に準じ、各部に順次配付する。
- 4 医療観察法第 40 条第 1 項第 1 号に該当するか否かについての審理及び裁判は、同法第 41 条第 1 項の決定をした裁判官が所属する部の裁判官で構成する合議体により行う。
- 5 医療観察法第 68 条第 2 項本文又は第 71 条第 2 項後段による差戻し事件は、第 1 項の規定に準じ、原裁判に関与した裁判官が所属する部以外の部に順次配付する。

（付随事件）

第 26 条 上訴権回復請求事件、刑事補償請求事件、費用補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件は、本案の裁判をした部に配付し、麻薬特例法第 21 条に基づいてされた共助をすることができる場合に該当する旨の決定の取消請求事件及び組織的犯罪処罰法第 65 条の取消請求事件は、原裁判をした部に配付する。

（雑事件）

第 27 条 前条以外の本案訴訟に関する申立て又は請求事件は、本案訴訟の終結の前後にかかわらず、本案訴訟の配付を受けた部に配付する。

（令状事件等）

第 28 条 各種令状請求事件、時間外等の準抗告事件の執行停止及び年末年始等休日が 4 日以上連続する場合の準抗告事件、第 1 回公判期日前の勾留に関する処分、医療観察法第 34 条第 1 項前段又は第 60 条第 1 項前段の鑑定入院命令及び被疑

【機密性2】

者に対する国選弁護人選任手続に関する処分並びに麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する処分は、本庁所属の裁判官が協議して担当する。

2 伊丹支部、尼崎支部又は明石支部所属の裁判官は、前項に定める各事件の処理について本庁に填補する。

(前審関与事件等)

第29条 差戻し事件の配付を受けるべき部に原裁判又はその基礎となった取調べに關与した裁判官が属し、かつ、当該裁判官が關与するのでなければ事件の審理及び裁判をすることができないときは、次順位の部と振り替えて配付する。

(忌避事件等)

第30条 忌避若しくは回避事件又は医療觀察法による審判の手続等に関する規則第8条第1項の除斥の決定に係る事件の配付を受けるべき部に、申立てを受けた職員が属するとき又は除斥事由の存否が問題となっている職員が属するときは、前条の例による。

(その他の除斥原因等)

第31条 事件の配付を受けるべき部に、前2条以外の除斥原因のある職員又は勾留に関する処分並びに麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する処分、起訴前の証拠調べ及び起訴議決に係る事件についての指定弁護士の指定をした裁判官が属するときは、第29条の例による。

(関連事件)

第32条 関連事件が異なった部に係属しているときは、関係各部が協議して一つの部に事件を移すことができる。

(常任委員会の承認による配付替え)

第33条 配付された事件をその部で処理することが相当でなく、当該部の申出により常任委員会の承認を得たときは、当該事件を他の部に移すことができる。

(振替え等の調整)

【機密性 2】

第34条 第29条から前条までの規定により事件を他の部へ振り替え、又は移したときは、関係部に配付すべき新件で調整する。

(未済事件)

第35条 前年度の未済事件は、その部で引き続き処理する。

(新受事件)

第36条 新受事件の配付は、前年度に最終配付のあった部の次順位の部から始める。

第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置及び開廷日割)

第37条 裁判官の配置及び開廷日割は、別表第1のとおりとする。

(代理部)

第38条 各部の裁判官全員に差し支えのあるときは、第1刑事部、第2刑事部、第4刑事部が順次代理し、代理部に差し支えのあるときは、次順位の部（代理部を代理する部）が代理する。

2 夏期休廷期間中における代理関係は、刑事部の裁判官の協議によって定める。

(裁判長の代理)

第39条 各部の裁判長に差し支えのあるときは、当該部に属する裁判官が別表第1記載の順序（未特例判事補を除く。）により、これを代理する。

(代理裁判官)

第40条 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、次のとおりこれを代理する。

(1) 合議事件

合議体を構成することができないときは、代理部の裁判官が代理する。

(2) 一人制事件

差し支えのある裁判官の属する部の他の裁判官が代理し、更に差し支えのあ

【機密性 2】

るときは、(1)の例により代理する。

(緊急代理)

第41条 緊急の必要のため前3条の順序によることができないときは、所長の指名する部又は裁判官が代理する。

(支部填補裁判官の代理)

第42条 刑事事件について、支部に填補すべき裁判官は、刑事部の裁判官が協議してこれを定める。緊急の必要のため、これによることができない場合は、所長の指名する裁判官が填補する。

第3編 支 部

第1章 尼崎支部

第1節 裁判事務の分配

(民事事件)

第43条 民事事件は、その事件の種類に従って次のとおり配付する。

(1) 民事訴訟事件（発信者情報開示命令事件についての異議の訴えを含む。）、
人身保護事件、尼崎簡易裁判所の裁判官に対する除斥又は忌避申立事件、訴え
の提起前における証拠保全事件、訴えの提起前における証拠収集の処分等の事
件及び証拠調べを必要とする民事共助事件は、事件の種類ごとに第1民事部、
第2民事部に順次配付する。ただし、医療事件以外の民事訴訟事件については、
配付の割合は、第1民事部に11分の5、第2民事部に11分の6とする。仲
裁関係事件（仲裁法第15条に基づく保全処分事件を除く。）は、民事訴訟事
件の配付に準ずる。

(2) 次の事件は、第1民事部に配付する。

ア 民事保全事件

イ 配偶者の暴力に関する保護命令事件

ウ 民事調停事件 ((4)を除く。)

エ 過料事件

【機密性 2】

- オ 非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）
- カ 発信者情報開示命令事件（付隨する民事雜事件を含む。）

(3) 次の事件は、第 2 民事部に配付する。

- ア 破産事件、再生事件及び特別清算事件
- イ 会社更生事件
- ウ 民事執行事件

(4) 民事調停法第 20 条第 1 項により自ら処理することとした調停事件は、当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。

(刑事事件等)

第 44 条 刑事事件は、その事件の種類に従って次のとおり配付する。

- (1) (2)、(3)及び(5)に定めるもの以外の刑事事件は刑事部に配付する。
- (2) 第 1 回公判期日前の勾留理由開示請求事件は、勾留した裁判官、その裁判官に差し支えのあるときは、支部長の指名する裁判官に配付する。
- (3) 各種令状請求事件及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分並びに麻薬特例法第 5 章又は組織的犯罪処罰法第 4 章若しくは第 6 章の保全に関する処分は、尼崎支部所属の裁判官が協議して担当する。
- (4) 伊丹支部所属の裁判官は、前号に定める各事件の処理について尼崎支部に填補する。
- (5) 尼崎簡易裁判所の裁判官に対する忌避及び同裁判官の申立てにかかる回避申立事件については、支部長の指名する裁判官に配付する（刑事訴訟法第 24 条第 1 項に基づく簡易却下手続による場合を除く。）。

2 処遇事件のうち医療観察法第 33 条第 1 項並びに第 59 条第 1 項及び第 2 項による申立事件については、刑事部に配付する。

(その他の事件)

第 45 条 前 2 条に掲記する以外の事件は、尼崎支部所属の裁判官が協議して担当する。

【機密性 2】

第 2 節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置)

第 46 条 裁判官の配置は、別表第 2 の 1 のとおりとする。

(開廷日割)

第 47 条 開廷日割は、尼崎支部所属の裁判官の協議によって定める。

(代理部)

第 48 条 各部の裁判官全員に差し支えのあるときは、第 1 民事部と第 2 民事部とは相互に、刑事部は第 1 民事部又は第 2 民事部が順次代理する。

2 夏期休廷期間中における代理関係は、尼崎支部所属の裁判官の協議によって定める。

(裁判長の代理)

第 49 条 各部の裁判長に差し支えのあるときは、当該部の合議体を構成する裁判官が別表第 2 の 1 記載の順序（未特例判事補を除く。）により、これを代理する。

(代理裁判官)

第 50 条 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、差し支えのある裁判官の属する部の他の裁判官が代理する。

(緊急代理)

第 51 条 緊急の必要のため前 3 条の順序によることができないときは、支部長の指名する部又は裁判官が代理する。

2 尼崎支部所属の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

第 2 章 姫路支部

第 1 節 裁判事務の分配

(民事事件)

【機密性2】

第52条 民事事件は民事部に配付する。

2 民事調停法第20条第1項により自ら処理することとした調停事件は、当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。

3 民事訴訟事件以外の民事事件は、支部長が指名する刑事部所属の裁判官が処理することができる。

(刑事案件等)

第53条 刑事事件は、その事件の種類に従って次のとおり配付する。

(1) 次に定めるもの以外の刑事事件は刑事部に配付する。

ア 各種令状請求事件、及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分

イ 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件

(2) 各種令状請求事件及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分は、姫路支部所属の裁判官が協議して担当する。

(3) 社支部及び龍野支部に勤務する裁判官並びに [] 宿舎又は [] 宿舎に居住する姫路支部以外の神戸地方裁判所所属の裁判官は、前項に定める各事件の処理について姫路支部に填補する。

(4) 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件は、勾留した裁判官、その裁判官に差し支えのあるときは、支部長の指名する裁判官に配付する。

2 処遇事件のうち医療観察法第33条第1項並びに第59条第1項及び第2項による申立事件については、刑事部に配付する。

(その他の事件)

第54条 前2条に掲記する以外の事件は、姫路支部所属の裁判官が協議して担当する。

第2節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置)

第55条 裁判官の配置は、別表第2の2のとおりとする。

【機密性 2】

(開廷日割)

第 56 条 開廷日割は、姫路支部所属の裁判官の協議によって定める。

(代理部)

第 57 条 各部の裁判官全員に差し支えのあるときは、民事部と刑事部とが相互に代理する。

2 夏期休延期間中における代理関係は、姫路支部所属の裁判官の協議によって定める。

(裁判長の代理)

第 58 条 各部の裁判長に差し支えのあるときは、当該部の合議体を構成する裁判官が別表第 2 の 2 記載の順序（未特例判事補を除く。）により、これを代理する。

(代理裁判官)

第 59 条 各部の裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、差し支えのある裁判官の属する部の他の裁判官が代理する。

(緊急代理)

第 60 条 緊急の必要のため前 3 条の順序によることができないときは、支部長の指名する裁判官が代理する。

2 姫路支部所属の裁判官が代理することができないときは、所長が指名する裁判官が代理する。

第 3 章 尼崎及び姫路を除く支部

(裁判官の配置)

第 61 条 裁判官の配置は、別表第 3 のとおりとする。

(開廷日割)

第 62 条 開廷日割は、各支部所属の裁判官の協議によって定める。

(裁判事務の代理)

第 63 条 裁判官に差し支えがあるときの代理裁判官及びその順序は、別表第 3 の

【機密性 2】

とおりとし、代理裁判官のうち本庁所属の裁判官については所長が、支部所属の裁判官については当該支部の支部長が指名するものとする。

- 2 緊急の必要のため前項の順序によることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- 3 夏期休廷期間中における代理関係は、各支部所属の裁判官の協議によって定める。

第4編 管内簡易裁判所

第1章 神戸簡易裁判所

第1節 裁判事務の分配

(民事事件)

第6.4条 民事事件（第2項から第4項まで及び第6項から第13項までに規定する事件を除く。）は、次の事件の種類ごとに第1民事係から第6民事係までに順次配付する。ただし、配付の割合は、通常訴訟事件及び付随事件のうち、交通損害賠償等請求事件及び付隨事件は、第2民事係及び第4民事係にそれぞれ10分の1、その他の民事係にそれぞれ5分の1とし、その他の事件は、各係それぞれ6分の1とする。

- (1) 通常訴訟事件、付隨事件
- (2) 手形訴訟
- (3) 共助事件
- (4) 訴えの提起前における証拠保全事件
- (5) 保全異議、保全取消事件
- (6) 借地非訟事件
- (7) 起訴命令申立事件
- (8) 執行文交付に関する異議事件
- (9) (1)から(8)までに掲記する以外の民事雑事件

【機密性2】

- 2 少額訴訟事件は、第1民事係、第3民事係、第5民事係及び第6民事係に順次配付する。配付の割合は、各係それぞれ4分の1とする。
- 3 和解事件は、和解係の裁判官に順次配付する。
- 4 民事調停事件のうち、民事調停法第20条第1項により神戸地方裁判所から処理を命じられた事件は第4民事調停係に配付し、民事調停官が取り扱うことを相当とする事件は適宜各民事調停官に取り扱わせる。その余の民事調停事件（同条項により神戸簡易裁判所から処理を命じられた事件を含む。）は、事件の種類ごとに、第1民事調停係から第5民事調停係までに順次配付する。民事調停事件に付随する民事雑事件は、当該民事調停事件の係属した係に配付する。
- 5 第1民事調停係から第5民事調停係までに配置する裁判官を民事調停法第7条第1項の調停主任とする。神戸簡易裁判所勤務の民事調停官を民事調停法第23条の3第2項、第7条第1項の調停主任とする。
- 6 民事調停法第20条第1項により自ら処理することとした民事調停事件は、当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。
- 7 民事保全事件（保全異議、保全取消事件を除く。）は、保全係の裁判官に順次配付する。
- 8 民事保全事件についての担保取消決定事件は、その保全事件を処理した保全係の裁判官に配付する。
- 9 少額訴訟判決に対する異議申立事件は、当該少額訴訟判決をした係に配付する。
- 10 少額訴訟債権執行事件は、当該少額訴訟事件が係属した係に配付する。
- 11 少額訴訟債権執行事件について裁判所書記官が行う執行処分に対する執行異議申立て事件は、当該少額訴訟事件が係属した係を除き、第1民事係から第6民事係までに順次配付する。ただし、配付の割合は、各係それぞれ6分の1とする。
- 12 督促事件（裁判官が処理すべきもの）は督促係に、過料事件は過料係に、公示催告事件は、公示催告係に配付する。
- 13 再審事件は、原裁判をした係に配付し、原裁判をした係が不明なときは、第1

【機密性 2】

項の割合により、各係に順次配付する。

(刑事事件)

第 65 条 刑事事件（第 2 項から第 6 項までに定めるものを除く。）は、第 1 刑事係及び第 2 刑事係に順次配付する。

2 略式事件（待命事件を含む。）は、略式係の裁判官に別表第 4 のとおり配付する。

3 第 2 略式係が処理した略式命令に対する正式裁判事件は、第 1 刑事係に配付する。その余の正式裁判事件は、第 2 刑事係に配付する。

4 上訴権回復請求事件、刑事補償請求事件、費用補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件は、本案の裁判をした係に配付する。

5 前項以外の本案訴訟に関する申立て又は請求事件は、本案訴訟の終結の前後にかかわらず、本案訴訟の配付を受けた係に配付する。

6 各種令状請求事件、第 1 回公判期日前の勾留に関する処分及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分、警察官職務執行法第 3 条による保護許可事件、麻薬特例法第 5 章又は組織的犯罪処罰法第 4 章若しくは第 6 章の保全に関する処分は、神戸簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

7 本庁、伊丹支部、尼崎支部又は明石支部所属の神戸簡易裁判所の補職発令のない裁判官（未特例判事補を除く。）及び西宮簡易裁判所、伊丹簡易裁判所、尼崎簡易裁判所又は明石簡易裁判所所属の裁判官は、裁判所法第 36 条第 1 項の規定により、前項に定める各事件の処理について神戸簡易裁判所の裁判官の職務を行うものとする。

第 2 節 裁判官の配置、開廷日割及び代理順序

(裁判官の配置及び開廷日割)

第 66 条 裁判官の配置及び開廷日割は、別表第 4 のとおりとする。

(裁判事務の代理)

【機密性2】

第67条 前条の裁判官に差し支えのあるときは、次のとおり代理する。

- (1) 第1民事係については、第4民事係、第5民事係の順序で
 第2民事係については、第3民事係、第4民事係の順序で
 第3民事係については、第4民事係、第1民事係の順序で
 第4民事係については、第5民事係、第1民事係の順序で
 第5民事係については、第2民事係、第6民事係の順序で
 第6民事係については、第2民事係、第3民事係の順序で
 それぞれ代理する。
 - (2) 第1刑事係については、第2刑事係が、
 第2刑事係については、第1刑事係が、
 それぞれ代理する。
 - (3) 第1民事調停係及び第3民事調停係については、第4民事調停係が、
 第2民事調停係については、第5民事調停係が、
 第4民事調停係については、第1民事調停係又は第3民事調停係が、
 第5民事調停係については、第2民事調停係が、
 それぞれ代理する。
 - (4) 督促係、公示催告係、過料係、保全係及び略式係の各代理順序については、
 神戸簡易裁判所所属の裁判官の協議により定める。
- 2 緊急の必要のため前項の順序によることができないときは、司法行政事務を掌
 理する裁判官の指名する裁判官が代理する。
- 3 夏期休庭期間中における代理関係は、神戸簡易裁判所所属の裁判官の協議によ
 って定める。

第2章 尼崎簡易裁判所

(裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割)

第68条 裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割は、別表第5の1のとおり

【機密性2】

とする。

(その他の民事事件の事務分配)

第69条 民事事件のうち別表第5の1に定める事件以外の事件については、尼崎簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

2 民事調停法第20条第1項により自ら処理することとした調停事件は、当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。

(その他の刑事事件の事務分配)

第70条 次の事件は、その事件の種類に従って次のとおり配付する。

(1) 上訴権回復請求事件、刑事補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件は、本案の裁判をした裁判官に配付する。

(2) (1)以外の本案訴訟に関する申立て又は請求事件は、本案訴訟の終結の前後にかかわらず、本案訴訟の配付を受けた裁判官に配付する。

(3) 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件は、勾留した裁判官、その裁判官に差し支えのあるときは、司法行政事務を掌理する裁判官の指名した裁判官が担当する。

2 刑事事件のうち別表第5の1及び前項に定める事件以外の事件については、尼崎簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

3 伊丹支部又は尼崎支部所属の尼崎簡易裁判所判事の補職発令のない裁判官（未特例判事補を除く。）及び西宮簡易裁判所又は伊丹簡易裁判所所属の裁判官は、裁判所法第36条第1項の規定により、次に定める各事件の処理について尼崎簡易裁判所の裁判官の職務を行うものとする。

(1) 各種令状請求事件

(2) 待命略式事件

(3) 被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分

(4) 警察官職務執行法第3条による保護許可事件

(5) 麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する

【機密性2】

る処分

(裁判事務の代理)

第71条 各裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、尼崎簡易裁判所所属の裁判官の協議によって定める。

2 緊急の必要のため前項によることができないときは、司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官が代理する。

3 夏期休廷期間中における代理関係は、尼崎簡易裁判所所属の裁判官の協議によって定める。

第3章 姫路簡易裁判所

(裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割)

第72条 裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割は、別表第5の2のとおりとする。

(その他の事件の事務分配)

第73条 次の事件は、その事件の種類に従って次のとおり配付する。

(1) 第1回公判期日前の勾留理由開示請求事件は、勾留した裁判官、その裁判官に差し支えのあるときは、司法行政事務を掌理する裁判官の指名した裁判官が担当する。

(2) 各種令状請求事件及び被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分並びに警察官職務執行法第3条による保護許可事件、麻薬特例法第5章又は組織的犯罪処罰法第4章若しくは第6章の保全に関する処分については、姫路簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

(3) 社簡易裁判所、龍野簡易裁判所及び加古川簡易裁判所に勤務する裁判官並びに [] 宿舎又は [] 宿舎に居住する姫路支部以外の神戸地方裁判所の裁判官（未特例判事補を除く。）は、裁判所法第36条第1項の規定により、(2)に定める各事件の処理について姫路簡易裁判所の裁判官の職務を行うものとする。

【機密性 2】

(4) 民事調停法第 20 条第 1 項により自ら処理することとした調停事件は、当該訴訟事件を担当する裁判官において処理する。

(5) (1)から(4)までに掲記する以外の事件は、姫路簡易裁判所所属の裁判官が協議して担当する。

(裁判事務の代理)

第 74 条 各裁判官に差し支えのあるときの代理順序は、姫路簡易裁判所所属の裁判官の協議によって定める。

2 緊急の必要のため前項によることができないときは、司法行政事務を掌理する裁判官の指名する裁判官が代理する。

3 夏期休廷期間中における代理関係は、姫路簡易裁判所所属の裁判官の協議によって定める。

第 4 章 神戸、尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所

(裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割)

第 75 条 裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷日割は、別表第 6 のとおりとする。

(裁判事務の代理)

第 76 条 裁判官に差し支えがあるときの代理順序は、別表第 6 のとおりとし、代理裁判官のうち本庁（神戸簡易裁判所を含む。）所属の裁判官については所長が、支部（併設する簡易裁判所を含む。）所属の裁判官については当該支部の支部長が指名するものとする。ただし、裁判所法第 36 条第 1 項の規定により、被疑者に対する国選弁護人選任手続に関する処分について、神戸簡易裁判所の裁判官（この規定の定めにより神戸簡易裁判所の裁判官の職務を行うことができる神戸地方裁判所判事を含む。）は、明石簡易裁判所、篠山簡易裁判所、柏原簡易裁判所、豊岡簡易裁判所、浜坂簡易裁判所及び洲本簡易裁判所の裁判官の、尼崎簡易裁判所の裁判官は、西宮簡易裁判所及び伊丹簡易裁判所の裁判官の、姫路簡易裁

【機密性2】

判所の裁判官は、加古川簡易裁判所、社簡易裁判所及び龍野簡易裁判所の裁判官の職務をそれぞれ行うことができる。

2 緊急の必要のため前項の順序によることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第5編 司法行政事務の代理順序

第1章 本 庁

(所長の代理)

第77条 所長に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

第1順位 裁判官 龍 見 昇

第2順位 裁判官 丸 田 顯

(部総括裁判官の代理)

第78条 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、当該部の次順位の裁判官がその職務を代理する。

第2章 支 部

(尼崎支部)

第79条 尼崎支部長に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

第1順位 裁判官 太 田 敬 司

第2順位 裁判官 田 中 健 司

2 尼崎支部の部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

(1) 第1民事部 第1順位 裁判官 久 保 貴 紀

第2順位 裁判官 玉 岡 伸 也

(2) 第2民事部 第1順位 裁判官 橋 本 都 月

第2順位 裁判官 丸 山 徹

【機密性2】

(3) 刑事部 第1順位 裁判官 石川理紗

(姫路支部)

第80条 姫路支部長に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

第1順位 裁判官 佐藤洋幸

第2順位 裁判官 浅井隆彦

2 姫路支部の部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、次の順序により、その職務を代理する。

(1) 民事部 第1順位 裁判官 浅井隆彦

第2順位 裁判官 河端裕美子

(2) 刑事部 第1順位 裁判官 栗原保

(尼崎及び姫路を除く支部)

第81条 尼崎及び姫路を除く支部の支部長に差し支えのあるときの代理順序は、別表第3のとおりとする。

2 緊急のため前項の順序によることができないときは、所長の指名する裁判官が代理する。

第3章 管内簡易裁判所

(神戸簡易裁判所)

第82条 神戸簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、裁判官竹内正浩がその職務を代理する。

(尼崎簡易裁判所)

第83条 尼崎簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるときは、裁判官植屋伸一がその職務を代理する。

(姫路簡易裁判所)

第84条 姫路簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えのあるとき

【機密性2】

は、裁判官岩川昇がその職務を代理する。

(神戸、尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所)

第85条 神戸、尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所の司法行政事務の代理順序は、別表第6のとおりとする。

第4章 補 則

(その他)

第86条 前9条の規定によることができないときは、所長は、適宜代理者を指名することができる。

第6編 補 則

(通信傍受法の処理についての暫定措置)

第87条 通信傍受法による傍受令状及び傍受できる期間の延長の請求事件は、当分の間、神戸地方裁判所本庁において処理する。

2 神戸地方裁判所管内支部における通信傍受法に基づく傍受の原記録の保管事務は本庁において取り扱う。

3 傍受の原記録の保管事務は、神戸地方裁判所司法行政事務処理規程第16条第3項の規定により指名された刑事上席裁判官が処理する。

4 前項の裁判官に差し支えのあるときは、別に定める「令状事件等事務処理要領」で定める令状当番裁判官が代理する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月16日から施行する。

この規程は、令和6年1月22日から施行する。

この規程は、令和6年1月27日から施行する。

【機密性 2】

この規程は、令和 6 年 1 月 31 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 25 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

【機密性2】

(別表第1)

本庁の裁判官の配置及び開廷日割

部・係	開廷日割	配置裁判官
第1民事部	月、火、木、金	渡部佳子 廣瀬寿一 和田平 小林寛也 林郁也
第2民事部	火、水、木、金	野上あや 鈴鹿祥吾 根岸隆朗 齋藤あき
第3民事部	隨時	龍見昇 齊藤美 重高啓 (西條優) 竹内太郎
第4民事部	火、水、木、金	河本一 澤田之 石渡央 白浜圭央
第5民事部	月、火、水、金	天野一子 堀智策 鈴木喬 高嶋翼

【機密性 2】

第 6 民事部	月、火、水、木、金	(富島植三森)	上岡田宅政	智大由遼	子雄類子一
---------	-----------	---------	-------	------	-------

労 働 審 判 官	(富 (植 (三	上 田 宅	智 類 子)
-----------	----------------	-------------	--------------

調 停 主 任	(廣 (澤 (堀 (石 (植 (鈴 (鈴 (三 (和	瀬 田 渡 田 木 鹿 宅 田	一 博 一 渡 木 鹿 宅 田	平 之 策 圭 類 喬 吾 子 寬)
---------	--	--------------------------------------	--------------------------------------	--

部・係	開廷日割	配 置	裁 判 官
第 1 刑事部	月、火、水、木、金	入桂金菊	子川川池 淑
第 2 刑事部	月、火、水、木、金	松西井	田村村 道彩玲 央

【機密性2】

第3刑事部	(隨時)	(石 (桂 (菊 原川池淑稚也 子)
第4刑事部	月、火、水、木、金	丸田顯 酒井英臣 加藤明日美

部に属しない裁判官	信吉将伍
-----------	------

【機密性 2】

(別表第 2)

尼崎支部及び姫路支部の裁判官の配置

1 尼崎支部

第 1 民事部

裁判官 藤田昌宏
裁判官 大藪和男
(裁判官 橘本都月)
(裁判官 丸山徹)
(裁判官 織田佳代)
裁判官 久保貴紀
(裁判官 望月一輝)
裁判官 玉岡伸也
裁判官 木村航晟
裁判官 梁川将成

第 2 民事部

裁判官 太田敬司
(裁判官 大藪和男)
裁判官 橘本都月
裁判官 丸山徹
裁判官 織田佳代
裁判官 望月一輝
裁判官 中西大祐

刑事部

裁判官 田中健司
裁判官 石川理紗

【機密性2】

(裁判官 梁川 将成)

(裁判官 中西 大祐)

部に属しない裁判官

裁判官 伊藤 友紀子

裁判官 山田 裕貴

2 姫路支部

民事部

裁判官 増森 珠美

裁判官 浅井 隆彦

裁判官 井上 博喜

裁判官 河端 裕美子

裁判官 高山 慎

裁判官 大西 康平

裁判官 庄司 真人

裁判官 土岐 あすか

刑事部

裁判官 佐藤 洋幸

裁判官 栗原 保

裁判官 杉山 文洋

(裁判官 庄司 真人)

裁判官 西條 壮優

裁判官 白鳥 葵

裁判官 佐伯 春奈

裁判官 佐藤 杏

部に属しない裁判官

裁判官 小谷 侑也

【機密性 2】

(別表第 3)

尼崎及び姫路を除く支部の裁判官の配置及び代理順序

1 伊丹支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
川畠 公美	安田 仁美、 松本 武人、 西森 英司、 尼崎支部の裁判官、 本庁の裁判官 の順序
西森 英司	安田 仁美、 松本 武人、 川畠 公美、 尼崎支部の裁判官、 本庁の裁判官 の順序
安田 仁美	川畠 公美、 西森 英司、 松本 武人、 尼崎支部の裁判官、 本庁の裁判官 の順序
松本 武人	川畠 公美、 西森 英司、 安田 仁美、 尼崎支部の裁判官、 本庁の裁判官 の順序

【機密性2】

(司法行政事務) 川畠 公美	西森 英司、 安田 仁美、 松本 武人 の順序
-------------------	-------------------------------

2 明石支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
島村 雅之	玉野 勝則、 鈴木 輝子、 本庁の裁判官、 姫路支部の裁判官の順序
玉野 勝則	鈴木 輝子、 島村 雅之、 本庁の裁判官、 姫路支部の裁判官の順序
鈴木 輝子	玉野 勝則、 島村 雅之、 本庁の裁判官、 姫路支部の裁判官の順序
(司法行政事務) 島村 雅之	玉野 勝則、 鈴木 輝子 の順序

3 柏原支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
大藪 和男	尼崎支部の裁判官
(司法行政事務) 大藪 和男	太田 敬司、 田中 健司 の順序

【機密性2】

4 社支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
五十部 隆	姫路支部の裁判官
(司法行政事務)	佐藤 洋幸、
五十部 隆	浅井 隆彦 の順序

5 龍野支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
永田 雄一	姫路支部の裁判官
(司法行政事務)	佐藤 洋幸、
永田 雄一	浅井 隆彦 の順序

6 豊岡支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
(合議体) 坂川 波奈子 本庁又は姫路支部から填補	本庁の裁判官又は 尼崎支部の裁判官又は 姫路支部の裁判官
坂川 波奈子	本庁の裁判官又は 尼崎支部の裁判官又は 姫路支部の裁判官
(司法行政事務) 坂川 波奈子	天野 智子、 河本 寿一の順序

【機密性2】

7 洲本支部

配 置 裁 判 官	代 理 裁 判 官
尾島祐太郎	本庁の裁判官
(司法行政事務) 尾島祐太郎	天野 智子、 河本 寿一の順序

【機密性2】

(別表第4)

神戸簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割

係	開廷日割	配 置 裁 判 官
第 1 民 事 係	木	竹 内 正 浩
第 2 民 事 係	火	竹 内 正 浩
第 3 民 事 係	水	西 前 行 雄
第 4 民 事 係	金	山 田 誠
第 5 民 事 係	木	石 井 寛 明
第 6 民 事 係	火	山 田 誠
第 1 刑 事 係	月、水	石 井 寛 明
第 2 刑 事 係	月、火	西 前 行 雄
第 1 民 事 調 停 係	月、火	西 前 行 雄
第 2 民 事 調 停 係	水	竹 内 正 浩
第 3 民 事 調 停 係	月、火	西 前 行 雄
第 4 民 事 調 停 係	火	石 井 寛 明
第 5 民 事 調 停 係	水	山 田 誠
第 1 略 式 係	[REDACTED]	石 井 寛 明
第 2 略 式 係	[REDACTED]	西 前 行 雄
和 解 係	隨時	石 井 寛 明
同 上	同上	西 前 行 雄
保 全 係	同上	石 井 寛 明
同 上	同上	西 前 行 雄
督 促 係	同上	石 井 寛 明
公 示 催 告 係	同上	石 井 寛 明
過 料 係	同上	石 井 寛 明

【機密性2】

(別表第5)

尼崎簡易裁判所及び姫路簡易裁判所の裁判官の
配置及び開廷日割

1 尼崎簡易裁判所

係	配置裁判官	事務の分配	開廷日割
1係	植屋伸一	<p>(民事事件)</p> <p>1 民事訴訟事件 5分の2</p> <p>2 民事調停事件 2分の1</p> <p>3 その他の民事事件 2分の1</p> <p>(刑事事件)</p> <p>1 刑事公判事件 (植屋伸一裁判官が勾留状を発付した事件及び植屋伸一裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件を除く) 2分の1</p> <p>2 各種令状請求事件 10分の3</p> <p>3 略式事件(一般、待命) 2分の1</p>	<p>水</p> <p>火</p> <p>隨時</p> <p>金</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>隨時</p>
2係	星野充広	<p>(民事事件)</p> <p>1 民事訴訟事件 5分の3</p> <p>2 民事調停事件 2分の1</p> <p>3 その他の民事事件 2分の1</p> <p>(刑事事件)</p> <p>1 刑事公判事件 (星野充広裁判官が勾留状を発付した事件及び星野充広裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件を除く) 2分の1</p> <p>2 各種令状請求事件 10分の3</p> <p>3 略式事件(一般、待命) 2分の1</p> <p>4 略式事件(交通) 全部</p>	<p>木</p> <p>水</p> <p>隨時</p> <p>金</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>隨時</p> <p>火</p>
	神戸地方裁判所 尼崎支部所属の 裁判官	(刑事事件) 各種令状請求事件 10分の4	[REDACTED]

【機密性 2】

2 姫路簡易裁判所

係	配置裁判官	事務の分配	開廷日割
1係	岩川 昇	<p>(民事事件)</p> <p>1 民事訴訟事件 2分の1 2 民事調停事件 2分の1 3 その他の民事事件 2分の1</p> <p>(刑事事件)</p> <p>1 刑事公判事件 (岩川昇裁判官が勾留状を発付した事件及び岩川昇裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件を除く。) 2分の1 2 刑事公判事件第1回公判前の身柄に関する処分 2分の1 3 一般令状 5分の1 4 勾留、一般略式 (待命を含む。) 5分の1 5 略式事件 (交通) 2分の1</p>	<p>火、金 水、金 随時</p> <p>月</p> <p>随時</p> <p>■</p> <p>■ 金 (2週ごと)</p>
2係	松尾 真一	<p>(民事事件)</p> <p>1 民事訴訟事件 2分の1 2 民事調停事件 2分の1 3 その他の民事事件 2分の1</p> <p>(刑事事件)</p> <p>1 刑事公判事件 (松尾真一裁判官が勾留状を発付した事件及び松尾真一裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件を除く。) 2分の1 2 刑事公判事件第1回公判前の身柄に関する処分 2分の1 3 一般令状 5分の1 4 勾留、一般略式 (待命を含む。) 5分の1 5 略式事件 (交通) 2分の1</p>	<p>水、金 火、金 随時</p> <p>月</p> <p>随時</p> <p>■</p> <p>■ 金 (2週ごと)</p>
	大西 光 (龍野簡易裁判所 から填補)	<p>(刑事事件)</p> <p>1 一般令状 5分の2 2 勾留、一般略式 (待命を含む。) 5分の2</p>	<p>■</p> <p>■</p>

【機密性2】

		(刑事事件)	
	神戸地方裁判所姫 路支部所属の裁判 官	1 一般令状 5分の1 2 勾留、一般略式（待命を含む。） 5分の1	[REDACTED]
			[REDACTED]

【機密性 2】

(別表第 6)

神戸、尼崎及び姫路を除く管内簡易裁判所の裁判事務の分配、開廷日割、裁判官の配置及び代理順序

1 西宮簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事訴訟事件 3分の2 2 民事調停事件 全部 3 訴え提起前の和解事件 全部 4 その他の民事事件 全部	水、金 火、木 水、金 随時	藤田敏之	尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） ただし、金については、藤井徹裁判官を第1順位とする。
1 刑事事件（略式事件、令状請求事件を除く。）全部 2 略式命令に対する正式裁判事件 全部 3 各種令状請求事件 4分の3	月 随時 ■		尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）
民事訴訟事件 3分の1	月	植屋伸一（尼崎簡易裁判所から填補）	藤田 敏之、尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序
1 各種令状請求事件 4分の1 2 略式事件 全部	■ 金	藤井 徹（柏原簡易裁判所から填補）	藤田 敏之、尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序
司法行政事務	藤田 敏之	植屋伸一、星野 充広	の順序

【機密性 2】

2 伊丹簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
(民事事件) 1 民事訴訟事件 全 部 2 民事調停事件 全 部 3 民事事件（民事訴訟、民事調停を除く。） 全 部	月、金 木、金 随 時	宇都宮 庫敏	安田 仁美、 松本 武人、 川畠 公美、 西森 英司、 尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、 本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） の順序
(刑事事件) 1 刑事公判事件（略式命令（交通）に対する正式裁判事件を含む。）及びその他の刑事事件 全 部 2 各種令状請求事件及び待命略式事件 5分の3 3 略式事件（一般） 全 部	水 [REDACTED] 隨 時		
1 第1回公判前の身柄に関する 処分 全 部 2 刑事公判事件（略式命令（一般）に対する正式裁判事件） 全 部	隨 時 火、水、 金	西森 英司	安田 仁美、 松本 武人、 川畠 公美、 尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、 本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） の順序

【機密性 2】

1 各種令状請求事件及び待命略式事件 420分の28	■ (3週に1回)	石井 寛明 (神戸簡易裁判所から填補)	宇都宮 庫敏、安田 仁美、松本 武人、川畠 公美、西森 英司、尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序
2 略式事件のうち、道路交通法違反事件及び交通切符（即日処理を含む。） 168分の28	■ (3週に1回)		
1 各種令状請求事件及び待命略式事件 420分の21	■ (4週に1回)	植屋伸一 (尼崎簡易裁判所から填補)	宇都宮 庫敏、安田 仁美、松本 武人、川畠 公美、西森 英司、尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）の順序
2 略式事件のうち、道路交通法違反事件及び交通切符（即日処理を含む。） 168分の21	■ (4週に1回)		

【機密性2】

1 各種令状請求事件及び待命略式事件 420分の21	■ (4週に1回)	星野 充広 (尼崎簡易裁判所から填補)	宇都宮 庫敏、 安田 仁美、 松本 武人、 川畑 公美、 西森 英司、 尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、 本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） の順序
1 各種令状請求事件及び待命略式事件 420分の31	■ (7週に2回) ■ (12週に1回) ■ (7週に2回) ■ (12週に1回)	竹内 正浩 (神戸簡易裁判所から填補)	宇都宮 庫敏、 安田 仁美、 松本 武人、 川畑 公美、 西森 英司、 尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、 本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） の順序

【機密性 2】

1 各種令状請求事件及び待命略式事件 420分の24	■ (7週に2回)	山田 誠 (神戸簡易裁判所から填補)	宇都宮 庫敏、 安田 仁美、 松本 武人、 川畑 公美、 西森 英司、 尼崎支部(尼崎簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行)、 本庁(神戸簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行) の順序
2 略式事件のうち、道路交通法違反事件及び交通切符 168分の24	■ (7週に2回)		
1 各種令状請求事件及び待命略式事件 420分の43	■ (7週に3回) ■ (12週に1回)	西前行雄(神戸簡易裁判所から填補)	宇都宮 庫敏、 安田 仁美、 松本 武人、 川畑 公美、 西森 英司、 尼崎支部(尼崎簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行)、 本庁(神戸簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行) の順序
2 略式事件のうち、道路交通法違反事件及び交通切符 168分の43	■ (7週に3回) ■ (12週に1回)		
司法行政事務	川畑 公美	宇都宮 庫敏	

【機密性 2】

3 明石簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事訴訟事件（付調停事件を含む。） 3分の2 2 少額訴訟事件 全 部 3 民事調停事件 全 部 4 民事事件（民事訴訟事件及び民事調停事件を除く。） 全 部	水、木 水、木 月、火 随 時	臼井 康雄	鈴木 輝子、 玉野 勝則、 島村 雅之、 本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、 姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） の順序
1 民事訴訟事件（付調停事件を含む。） 3分の1	月	森田 芳久 (洲本簡易裁判所から 填補)	臼井 康雄、 鈴木 輝子、 玉野 勝則、 島村 雅之、 本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、 姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） の順序

【機密性2】

1 刑事公判事件	全 部	月	島村 雅之	臼井 康雄、 鈴木 輝子、 玉野 勝則、 本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、 姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） の順序
1 各種令状請求事件（勾留を含む。）	5分の3	[REDACTED]	臼井 康雄	鈴木 輝子、 玉野 勝則、 島村 雅之、 本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、 姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） の順序
2 略式事件（待命）	5分の3	[REDACTED]		
3 略式事件（待命を除く。）	全 部	随 時		
4 島村雅之裁判官が担当する事件の第1回公判前の身柄に関する処分	全 部	随 時		
5 その他の刑事事件	全 部	随 時		
1 各種令状請求事件（勾留を含む。）	5分の1	[REDACTED]	玉野 勝則	臼井 康雄、 鈴木 輝子、 島村 雅之、 本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、 姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） の順序
2 略式事件（待命）	5分の1	[REDACTED]		

【機密性2】

1 各種令状請求事件（勾留を含む。） 2 略式事件（待命）	5分の1 5分の1	[REDACTED]	鈴木 輝子	臼井 康雄、 玉野 勝則、 島村 雅之、 本庁（神戸簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）、 姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） の順序
司法行政事務		[REDACTED]	島村 雅之	臼井 康雄

4 篠山簡易裁判所

事務の分配		開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件	全 部	水、木	藤井 徹	尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）
2 刑事事件	全 部	水、木		
司法行政事務			藤井 徹	植屋伸一、 星野 充広 の順序

5 柏原簡易裁判所

事務の分配		開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件	全 部	月、火	藤井 徹	大藪 和男、 尼崎支部（尼崎簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） の順序
2 刑事事件	全 部	月、火		
司法行政事務			大藪 和男	藤井 徹

【機密性2】

6 加古川簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件（民事調停事件を除く。） 2 民事調停事件	全 部 全 部	水、金 月、火、木	長谷川卓司 姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） ただし、水、金については、山崎智弘裁判官を第1順位とする。
1 刑事事件（略式事件、各種令状請求事件を除く。） 2 各種令状請求事件 3 長谷川卓司裁判官が発付した以外の略式命令に対する正式裁判事件	全 部 5分の3 全 部	月 [REDACTED] 月	姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）
1 各種令状請求事件 2 略式事件	5分の2 全 部	[REDACTED] 水、金	山崎 智弘 (社簡易裁判所から填補) 姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） の順序
長谷川卓司裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件	全 部	随 時	姫路簡易裁判所の裁判官（職務代行） 姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）
司法行政事務		長谷川卓司	岩川 昇、 松尾 真一の 順序

【機密性2】

7 社簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
(民事事件) 1 民事訴訟事件 全部 2 民事調停事件 全部 3 民事事件（民事訴訟事件及び民事調停事件を除く。） 全部	木 月、火 随時	山崎 智弘	五十部 隆、 姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行） の順序
(刑事事件) 1 刑事事件（略式事件、各種令状請求事件を除く。） 全部 2 各種令状請求事件 5分の3	月 [REDACTED]		
3 略式事件（待命を除く。） 全部 4 略式事件（待命） 全部	火、木 随時		
各種令状請求事件 5分の2	[REDACTED]	五十部 隆	姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）
司法行政事務		五十部 隆	山崎 智弘

8 龍野簡易裁判所

事務の分配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
(刑事事件) 1 令状請求事件 5分の2	[REDACTED]	永田 雄一	姫路支部（姫路簡易裁判所を含む。）の裁判官（職務代行）
2 大西光裁判官が発付した略式命令に対する正式裁判事件 全部	木		

【機密性 2】

(民事事件)			大西 光	永田 雄一、 姫路支部（姫 路簡易裁判所 を含む。）の 裁判官（職務 代行） の順序
1 民事訴訟事件	全 部	月 火		
2 民事調停事件	全 部			
3 民事事件（民事訴訟事件及 び民事調停事件を除く。）	全 部	隨 時		
(刑事事件)				
1 刑事事件（大西光裁判官が發 付した略式命令に対する正式裁 判事件を除く。）	全 部	木		
2 略式事件	全 部	隨 時		
3 令状請求事件	5分の3			
司法行政事務			永田 雄一	大西 光

9 豊岡簡易裁判所

事 務 の 分 配	開廷日割	配置裁判官	代理裁判官	
1 民事事件	全 部	月、火（ 第1、3 、5）、 水、木、 金	秋田 正之	坂川 波奈子 本庁（神戸簡 易裁判所を含 む。）の裁判 官（職務代行 ）又は尼崎支 部（尼崎簡易 裁判所を含む 。）の裁判官 （職務代行） 又は姫路支部 (姫路簡易裁 判所を含む。 ）の裁判官（ 職務代行） の順序
2 刑事事件	全 部	隨 時		
各種令状請求事件	全 部			
司法行政事務			坂川波奈子	秋田 正之

【機密性2】

10 浜坂簡易裁判所

事務の分配		開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
1 民事事件	全 部	火(第2、4)	秋田 正之	坂川 波奈子 (職務代行)、 本庁(神戸簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行)又は 尼崎支部(尼崎簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行)又は 姫路支部(姫路簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行) の順序
2 刑事事件	全 部	火(第2、4)		
司法行政事務				坂川 波奈子 (職務代行)

11 洲本簡易裁判所

事務の分配		開廷日割	配置裁判官	代理裁判官
(民事事件)				
1 民事訴訟事件	全 部	火、水	森田 芳久	尾島祐太郎、 本庁(神戸簡易裁判所を含む。)の裁判官(職務代行)の順序
2 民事調停事件	全 部	木、金		
3 民事事件(民事訴訟事件及び 民事調停事件を除く。)	全 部	隨 時		
(刑事事件)				
1 刑事事件	全 部	隨 時		
2 各種令状請求事件	全 部	隨 時		
司法行政事務			尾島祐太郎	森田 芳久